

鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に居住する虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対し、福祉用具（以下「用具」という。）を給付することにより、ねたきり予防等を図り、福祉の増進に資するため、虚弱高齢者等福祉用具給付事業を実施するについて必要な事項を定めるものとする。

(給付種目等)

第2条 紹介の対象となる用具は、別表第1の種目の欄に掲げる用具とし、その対象者は同表の対象者の欄に掲げるものとし、その用具の性能は同表の性能の欄に掲げる性能とする。

(申請方法)

第3条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、虚弱高齢者等福祉用具給付申請書（様式第1）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第4条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、申請内容を審査のうえ、給付の可否を決定するものとする。

(決定通知)

第5条 市長は、前条の規定により給付の可否を決定したときは、虚弱高齢者等福祉用具給付決定通知書（様式第2）又は虚弱高齢者等福祉用具給付却下決定通知書（様式第3）により申請者に通知するとともに、給付を決定したときは、虚弱高齢者等福祉用具給付券（様式第4）を交付するものとする。

(給付の方法)

第6条 用具は、現物を給付するものとする。

(費用負担)

第7条 用具の給付を受けた者又はその者の属する世帯の生計中心者（以下「受給者」という。）は、別表第2に定める虚弱高齢者等福祉用具給付事業費用負担基準により、必要な用具の購入に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項の規定による費用負担額は、用具の引渡しの日に直接業者に支払うものとする。

(管理義務)

第8条 受給者は、給付された用具を、担保に供してはならない。

2 紹介された用具の修理費は、受給者の負担とする。

(事故の責任)

第9条 用具の給付後における使用上の事故については、市長は、その責めを負わないものとする。

(台帳の整備)

第10条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、虚弱高齢者等福祉用具給付台帳（様式第5）を整備するものとする。

(用具の返還)

第11条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、用具の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をするなど、不正に用具の給付を受けたとき。
- (2) 用具を他の用途に使用したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

2 桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の日前にこれらの町であった区域に住所を有している者に係る用具の給付については、平成17年3月31日までの間に限り、それぞれ桜島町高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年桜島町告示第24号）、喜入町高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年喜入町告示第74-2号）、松元町老人日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年松元町告示第37号）及び郡山町高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成4年郡山町告示第1号）の例による。

3 吉田町の編入の日前に同町であった区域に住所を有している者については、この要綱の規定は、平成17年3月31日までの間は、適用しない。

4 この要綱の施行前に改正前の鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具給付事業実施要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市虚弱高齢者等福祉用具給付事業実施要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

(経過措置)

5 改正後の別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に虚弱高齢者等福祉用具給付申請書を提出する者について適用し、同日前に虚弱高齢者等福祉用具給付申請書を提出した者については、なお従前の例による。

6 改正後の別表第1の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る福祉用具の給付について適用し、同日前の申請に係る福祉用具の給付については、なお従前の例による。

(生活保護法による保護の基準の改正に伴う経過措置)

7 平成25年7月31日において生活保護受給者であった者で、同年8月1日から平成30年3月31日までの間において平成25年8月1日施行の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生

省告示第158号。以下「基準」という。)の改正に伴い生活保護を廃止されたもの(改正前の基準であれば生活保護を廃止されなかったものに限る。)については、第7条第1項の規定にかかわらず、生活保護の廃止日から平成30年3月31日までの間、利用者負担額は無料とする。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月29日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 種 目 | 対 象 者 | 性 能 |
|---|--|---|
| 手押し車 | 65歳以上で下肢が不自由な高齢者 | <p>おおむね次のような性能を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 2 腰掛けの付いたものであって、腰掛け可能なもの 3 高さ調整が可能なもの 4 ハンドブレーキ、サイドブレーキを有するもの |
| 電磁調理器 | 65歳以上で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な ひとり暮らし高齢者等 | <p>おおむね次のような性能を有すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用できるもの。 2 専用のなべ等が付属しているもの 3 安全性が十分に確保されたもの |
| 自動消火器 | 同 上 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得ること。 |
| 火災警報器 <small>(鹿児島市火災予防条例(昭和49年条例第50号)第32条の3に規定する場所に設置するものに限る。)</small> | 同 上 | 室内の火災を煙又は熱により、感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。 |
| 吸引器 | 介護保険の要介護認定で要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者で、本装置の必要性が認められるもの | かく痰を吸引するものであって、介護者が容易に使用し得ること。 |
| 入浴担架 | 介護保険の要介護認定で要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者で、本用具の必要性が認められるもの | 高齢者を担架にのせたままリフト装置により入浴させるものであること。 |
| 発電機又はバッテリーセット | 介護保険の要介護認定で要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者で、人工呼吸器を使用中のもの | 人工呼吸器の機能を維持するためのものであって、介護者が容易に使用し得ること。 |
| 湯沸器 | 介護保険の要介護認定で要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者で、ポータブル浴槽を使用中のもの | ポータブル浴槽の性能等に応じたもので安全性について配慮されたものであること。 |

別表第2（第7条関係）

虚弱高齢者等福祉用具給付事業費用負担基準

| 利 用 者 世 帯 の 階 層 区 分 | | 利用者負担額 |
|---------------------|---|---------|
| A | 生活保護法による被保護世帯 | 0 円 |
| B | 生計中心者の前年所得税非課税世帯 | 0 円 |
| C | 生計中心者の前年所得税課税年額が 6, 200 円以下の世帯 | 費用の 1 割 |
| D | 生計中心者の前年所得税課税年額が 6, 201 円以上 18, 700 円以下の世帯 | 費用の 2 割 |
| E | 生計中心者の前年所得税課税年額が 18, 701 円以上 50, 000 円以下の世帯 | 費用の 3 割 |
| F | 生計中心者の前年所得税課税年額が 50, 001 円以上 87, 500 円以下の世帯 | 費用の 4 割 |
| G | 生計中心者の前年所得税課税年額が 87, 501 円以上の世帯 | 費用の 5 割 |